

福岡県医発第337号(保)

平成16年 5月14日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



介護支援専門員実務研修受講試験の試験範囲等について(通知)

標記の件につきまして、厚生労働省より試験範囲に含まれる関連通知の具体例が示された旨、福岡県保健福祉部介護保険課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、昨年度との変更点は下記のとおりです。

記

※昨年度との変更点

「介護予防・生活支援事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省老健局長通知)



「介護予防・地域支え合い事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省老健局長通知)

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





16介第178号
平成16年4月30日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
(指定育成係)



介護支援専門員実務研修受講試験の試験範囲等について (通知)

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、試験範囲として介護保険法、関連法令に規定されたもの及び関連通知とされているところですが、今般、厚生労働省(老健局振興課)より、その関連通知の具体例が示されましたので通知します。

※ 昨年度との変更点

「介護予防・生活支援事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省老健局長通知)



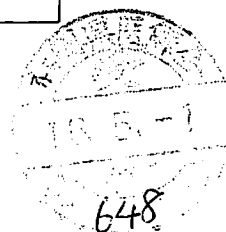
「介護予防・地域支え合い事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省老健局長通知)

問い合わせ先

指定育成係 案浦 (アノウラ)

電話 : 092-643-3322

ファクシミリ : 092-642-1504



老振発第0405001号

平成16年4月5日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局振興課長



平成16年度介護支援専門員実務研修受講試験の試験範囲について

標記については、「介護支援専門員養成研修事業の実施について」(平成11年4月2日老発第316号厚生省老人保健福祉局長通知)の別添2「介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱」の別紙4「都道府県等介護支援専門員実務研修受講試験実施要領」により、試験範囲に「介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする」とされているところであるが、試験範囲に含まれる関連通知の具体例については、別添のとおりであるので、ご了知の上、貴都道府県内の関係団体及び関係機関等にその周知を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

- 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企第22号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第44号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第45号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」(平成12年9月27日老発第654号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生省老人保健福祉局長通知)
- 「介護予防・地域支え合い事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省老健局長通知)